

騒音性難聴の取扱い

I 騒音性難聴とは？また、その取扱いは？

「長時間の慢性的な騒音暴露で生じる難聴」と定義

* 3dB倍時間のルールとは3dB増え88dBになると許容時間は半減し4時間になる
日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告
(2016年度) 騒音の許容基準」

85dB(A)以上、8時間/日（3dB倍時間のルール*）の慢性的な音響暴露は不可逆的な難聴となる。症状は耳鳴(38%)、次いで難聴(30%)が多い。聽力障害は騒音暴露後、約15年の間に一定レベルまで進行。騒音性難聴は不可逆的な疾患であるが、予防が可能な疾患でもある。難聴にならないように事業者と労働者が協力して対策を実行していくことが大切である。事業場の衛生管理者は騒音を測定し、低減に取り組み、次に防音保護具の使用を徹底させる。更に全員に健康診断を受けさせ、産業医の判断に基づく事後措置を実行させる。産業医が騒音性難聴であるか否かの判断が困難な場合は**耳鼻咽喉科専門医(可能であれば騒音性難聴担当医)**を受診するよう勧告し、その診断の下で事業主に適切な助言が必要！

II 騒音性難聴の労災認定は？

これまでの業務記録や聴力検査の結果をもって耳鼻咽喉科専門医を受診する。可能であれば騒音性難聴担当医の勤務する医療施設の先生に診ていただくことが最善。騒音性難聴である可能性が示唆され障害補償給付を請求する際は担当した耳鼻咽喉科医は労働者災害補償保険障害補償給付支給請求書(様式第10号)に記載後、労働基準監督署に提出。労働基準監督署は認定の可否の判断に関して地域の労災病院への受診命令を出す場合もある。労災補償の決定は退職(あるいは騒音業務以外への配置替え)まで延期されるが、障害補償給付に関しては、退職日の翌日から**5年経過すると、時効により請求権が消滅する**ので注意が必要！

兵庫県の騒音性難聴担当医数 令和3年7月現在 84名

日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医名簿 <http://www.jibika.or.jp/members/nintei/souon/souon.pdf>
参考資料:

- ・騒音性難聴に関わるすべての人ためのQ&A(第2版) <https://www.ibarakis.johas.go.jp/>
- ・騒音障害防止のためのガイドライン 厚生労働省